

農地改良工事の手続きが変わります

田に土を入れ、畑にするなど、農地に盛土、掘削等の工事を行う場合には、事前に農業委員会へ農地改良工事の届出が必要です。

令和4年9月11日から、農地改良工事の届出の手続きを変更します。

1 変更内容

- (1) **新たな規定が設けられます。**
搬入土・盛土の仕上がり面の高さ・勾配・セットバック等に関する規定を新たに定めます。詳しくは裏面の留意事項をご覧ください。
- (2) **隣接所有者等への事前説明の方法が変わります。**
農地改良工事を行う土地の隣接所有者及び賃借人等に対し、農地改良工事について説明を行うよう努めるとともに、その経過を報告することが必要となります。
- (3) **農業委員会への事前協議が必要となります。**
- (4) **届出様式が変わります。**

2 農地改良工事の流れ

- (1) **事前協議** 届出の締切日（毎月10日、土日祝日の場合は、その直前の開庁日）の**21日前**までに、提出予定の農地改良工事届出書一式を農業委員会事務局にお持ちください。
届出内容を確認し、審査します。
- (2) **現地調査** 締切日の**7日前**までに、届出者と農地利用最適化推進委員等が、合同で現地調査を行います。
- (3) **届出書の提出** 届出者は、締切日までに、必要に応じて修正した農地改良工事届出書一式を農業委員会に提出します。
- (4) **届出済票の交付** 農業委員会は、締切月の翌月初めに、届出済票を届出者に交付します。
- (5) **農地改良工事の実施** 届出者は、農地改良工事を行う農地に、交付された届出済票を掲示して工事を行います。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

なお、仙台市農業委員会のホームページから届出に必要な様式がダウンロードできます。



仙台市農業委員会 クリック 検索 または



で検索

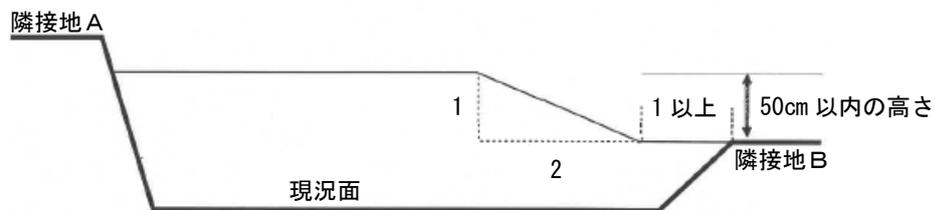
お問い合わせ先
仙台市農業委員会事務局 事務課農地係
電話番号：022-214-4340

農地改良工事を行う際の留意事項について

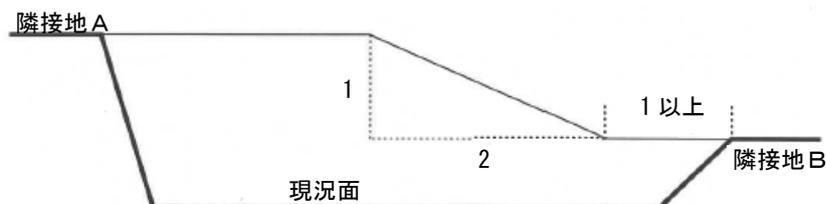
- 1 届出者が所有・利用する農地には、違反転用がないこと。
- 2 農地改良の面積は、概ね 3,000 m²以内とすること。
- 3 搬入土には、コンクリート片等の建設廃材、一般廃棄物及び産業廃棄物が混入していないこと。
- 4 表土には、農作物の生育に適した土を使用すること。
- 5 盛土の仕上がり面の高さ、法面の勾配及び隣接する土地(道路(農業用通路を含む。))及び用排水路を含む。以下「隣接地」という。)との境界からのセットバック等は、下図のとおりとすること。

隣接地に高低差がある場合の改良造成断面図

- 1 原則として低い隣接地を基準とする。
 - (1) 盛土の仕上がり面の高さは、低い隣接地の高さから 50 cm 以内とする。
 - (2) 盛土の勾配は、かさ上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とすること。
 - (3) 盛土は、仕上がり面の高さに相当する幅で隣接地 B の境界からセットバックすること。



- 2 農機具の搬入を隣接地Aから行うため、隣接地Aと同等の高さにすることが耕作する上で効率的であるなど、例外的に高い隣接地を基準とすることを認める場合
 - (1) 隣接地A側の仕上がり面は、既存の隣接地の高さを超えないこと。
 - (2) 盛土の勾配は、かさ上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とすること。
 - (3) 盛土は、仕上がり面の高さに相当する幅で隣接地Bの境界からセットバックすること。



- 6 工事期間は、6か月以内であること。なお、6か月を超える場合は、農地法による一時転用の許可等を得ること。
- 7 農地改良工事により、道路(農業用通路を含む。)または用排水路の分断、機能の低下等により、周辺農地の農業生産条件に影響を与えないよう、必要な措置を講じること。